㈡　国の関係行政機関は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

ロ　地方公共団体の責務

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、国が実施する副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。（第五条関係）

ハ　民間事業者等の責務

民間事業者等は、基本理念に配意してその事業を行うとともに、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に協力するよう努めなければならない。（第六条関係）

ニ　関係者相互の連携及び協力

国、地方公共団体、民間事業者等その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進に関し、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。（第七条関係）

⑸　法制上の措置等及び国会に対する報告（第八条関係）

イ　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

ロ　政府は、毎年、国会に、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施の状況を報告しなければならない。

２　基本方針

⑴　基本方針（第九条関係）

イ　政府は、基本理念にのっとり、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めなければならない。

ロ　基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

㈠　副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の意義及び目標に関する事項

㈡　人口及び国家社会機能の分散的な配置に関する基本的な事項

㈢　首都中枢機能代替地域に関する基本的な事項で次に掲げるもの

①　首都中枢機能代替地域が担うべき機能に関する事項

②　首都中枢機能代替地域における首都中枢機能の代替性の確保のために必要な機能の整備及び分散的な配置に関する事項

③　首都中枢機能代替地域がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

㈣　大規模災害が発生した場合における地方公共団体の業務の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

㈤　民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他大規模災害が発生した場合における民間事業者等の事業の継続のために必要な体制の整備の支援に関する基本的な事項

㈥　相互に代替性のある交通手段の確保及び情報の流通の円滑化、高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実に関する取組を通じた多重性及び代替性が確保された交通通信体系の整備に関する基本的な事項

㈦　副首都に関する基本的な事項で次に掲げるもの

①　副首都が担うべき機能に関する事項

②　副首都の区域に係る都市の基盤の整備その他の副首都の整備に関する事項

③　副首都がその機能を担うために必要な体制の整備の支援に関する事項

④　副首都を中核とした多極分散型経済圏の形成に関し必要な副首都における経済基盤の強化に関する事項

㈧　４の⑴イにより指定された副首都ごとの整備に関する基本的な事項

㈨　㈠～㈧のほか、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の推進のために必要な事項

ハ　内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

ニ　内閣総理大臣は、ハによる閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

ホ　政府は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策の実施状況を踏まえ、必要に応じて、基本方針の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

⑵　基本方針と国の他の計画との関係等（第十条、第十一条関係）

イ　国土強靱化基本法第十条第一項に規定する国土強靱化基本計画その他の国の計画は、副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関しては、基本方針を基本とするものとする。

ロ　内閣総理大臣は、基本方針に基づく施策の実施について調整を行うため必要があると認める場合においては、関係行政機関の長に対し、必要な勧告をすることができる。

３　基本的施策

⑴　人口及び国家社会機能の分散的配置

国及び地方公共団体は、国土全体にわたって人口及び国家社会機能が分散的に配置されるようにするため、人口及び国家社会機能が過度に集中した地域から他の各地域への移住等をしようとする者への情報の提供及び便宜の供与、地域における大学の振興、地域の特性を生かした創業の促進及び地域における事業活動の活性化による若者の雇用機会の創出、情報通信技術を活用した行政の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。（第十二条関係）

⑵　首都中枢機能代替地域の機能の十分な発揮

国は、首都中枢機能代替地域がその機能を十分発揮することができるようにするため、首都中枢機能を代替する上で国の機関等に必要とされる機能の整備、官民データ（官民データ活用推進基本法第二条第一項に規定する官民データをいう。）の円滑な流通の確保を図るために必要な基盤の整備、民間の事業所等の首都中枢機能代替地域への移転等に係る投資を促進するために必要な税制上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。（第十三条関係）

⑶　地方公共団体の業務及び民間事業者等の事業の継続（第十四条関係）

イ　国及び地方公共団体は、大規模災害が発生し、地方公共団体が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、当該地方公共団体の業務を処理するために利用できる資源が限られている状況において優先的に処理すべき業務を継続して処理することができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

ロ　国及び地方公共団体は、東京圏において大規模災害が発生し、民間事業者等が当該大規模災害により被害を受けた場合であっても、その事業を継続して行うことができるようにするため、民間の事業所等の国土全体にわたる分散的な配置の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑷　交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復

国及び地方公共団体は、大規模災害が発生した場合における交通通信体系の機能の低下の抑制及びその迅速な回復を図るため、交通の機能の速やかな復旧を図るための関係者相互間の連携の確保、災害時において一時に多数の者の避難のための移動が生じ得ることを踏まえた交通手段の整備、高度情報通信ネットワークの利用のための基盤の整備その他の交通通信体系の整備のために必要な施策を講ずるものとする。（第十五条関係）

⑸　地方公共団体等に対する支援

国は、地方公共団体その他の者が行う副首都の整備に係る施策その他国家社会機能継続性確保施策に関する取組を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。（第十六条関係）